

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日とする)

目 次

◇ 告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更(〃)

◇ 公 告 あん摩マッサージ指圧師試験等の実施(医務課)

告 示

鳥取県告示第十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものと

みなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
吹野小児科医院	米子市米原五七一―二	平成二年十二月一日
山根医院	境港市元町二二二	平成二年十二月六日
鳥取医療生協勝部診療所	気高郡青谷町大字紙屋六一四―一	平成二年十二月一日
ひらばやし歯科クリニック	米子市夜見町二七八―五	〃
三好医院	倉吉市河原町一八〇九	〃

鳥取県告示第十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第十四条の第三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十

十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成三年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三―七七	平成二年十二月十七日
井東眼科クリニック	倉吉市新陽町二二―二	"
田中整形外科医院	鳥取市行徳は三三二	"
ナガタ歯科	米子市米原三四七	"
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六―一	"
山根医院	境港市元町二二二	"
医療法人社団新納歯科大崎医院	米子市大崎一七―一五	"
岡本歯科医院浦安診療所	東伯郡東伯町大字浦安一〇二―二	"

鳥取県告示第十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)

第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

平成三年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予 告 期 間 の 終 了 の 年 月 日
田中整形外科医院	鳥取市行徳は三三二	平成二年十二月十六日
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六―一	"

鳥取県告示第十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があったので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により告示する。

平成三年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
足立泌尿器科 医院	米子市上後藤六 五十六四	米子市上後藤三 丁目二一〇	平成二年十一月一日
医療法人養和 会広江病院	米子市上後藤三 二	米子市上後藤三 丁目五十一	"
中村医院	米子市上後藤八 〇一五	米子市上後藤三 丁目一六	"
医療法人社団 魚谷眼科医院	米子市上後藤一 〇九一	米子市上後藤二 丁目三十三	"
石川内科医院	米子市立町四丁 目一九四	米子市義方町一 四一五	"

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

平成3年1月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
あん摩マッサージ指圧師試験	学科試験 平成3年2月14日（木） 午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
	実地試験 平成3年2月15日（金） 午前9時から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館
はり師試験	学科試験 平成3年2月14日（木） 午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
	実地試験 平成3年2月15日（金） 午前9時から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館
きゆう師試験	学科試験 平成3年2月15日（金） 午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁大会議室
	実地試験 平成3年2月15日（金） 学科試験終了後	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館

2 受験資格

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項に規定する者（文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設（以下「学校等」という。）を卒業した者若しくは学校等においてそれぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師になるために必要な課程を修了した者又は平成3年3月に学校等を卒業し、若しく

は修了する見込みの者)

3 試験科目

(1) あん摩ワッサージ指圧師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、
診察概論、臨床各論、あん摩ワッサージ指圧理論及び医事
法規

実地試験 あん摩ワッサージ指圧実技

(2) はり師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、
診察概論、臨床各論、漢方概論、経穴概論、はり理論及び
医事法規

実地試験 はり実技

(3) きゅう師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、
診察概論、臨床各論、漢方概論、経穴概論、きゅう理論及
び医事法規

実地試験 きゅう実技

4 受験申込手續

(1) 提出書類

ア 受験願書（所定の様式によること。）

イ 履歴書（所定の様式によること。）

ウ 学校等を卒業したことを証する書面（以下「卒業証明書」とい
う。）又は学校等においてそれぞれあん摩ワッサージ指圧師、はり
師若しくはきゅう師となるのに必要な課程を修了したことを証する

書面（以下「修了証明書」という。）。（平成3年3月に学校等を
卒業し、又は学校等において必要な課程を修了する見込みの者にあ
っては、当該事項を証する書面（以下「見込証明書」という。）。）

この場合において、平成3年3月末日までに卒業証明書又は修了証
明書を提出しないときは、見込証明書は無効とする。）

エ 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチ
メートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日
及び氏名を記載すること。）

オ 同時にはり師試験及びきゅう師試験を受けようとする者において
は、はり師試験及びきゅう師試験共通科目免除願書（所定の様式に
よること。）

カ 既にはり師試験又はきゅう師試験に合格し、更にあん摩ワッサー
ジ指圧師試験、はり師試験又はきゅう師試験を受けようとする者に
あつては、あん摩ワッサージ指圧師、はり師又はきゅう師試験既受
験科目免除願書（所定の様式によること。）及びその合格証書の写
し

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目220

鳥取県衛生環境部医務課

(3) 提出期間

平成3年1月10日（水）から同月22日（火）まで（郵送の場合は、
平成3年1月22日（火）までの消印があるものは、有効とする。）

(4) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

5 試験手数料及びその納付方法

- (1) 試験手数料 11,000円
- (2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 学科試験
受験票及び筆記用具（点字タイプライター、点字器等を含む。）
- (2) 実地試験

手指消毒用具及びあん摩マッサージ指圧師試験にあってはすべり剤、はり師試験にあっては鍼箱はり（寸六鍼管しん）、きゅう師試験にあっては灸きゅう転器

7 合格者の発表等

- (1) 合格者は、平成3年3月7日（木）午後1時に、鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその受験番号を掲示して公表する。
- (2) 合格者には、合格証書を交付する。

8 その他

- (1) 学科試験は、筆記又は点字によるものとする。
- (2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号0857-26-7189）に問い合わせること。